

— 誰もが気軽に立ち寄れる場所に —
 認知症の人を介護する家族には、周りに助けを求められず、「自分で見なきゃいけない」、「施設に預けることは親を捨てることなのでは」と葛藤を抱える人も少なくありません。私たちは、たくさん悩んだ結果、私の判断は間違っていないかと思える施設を目指しています。

— 少しの距離で冷静に、優しくなれる —
 施設内では職員が交代し対応を行います。親の変わりゆく姿を見て、家族だからこそ許せない、いら立ちがあると思えます。しかしそれは、第三者なら案外簡単に許せることかもしれません。私も自分の家族に施設で提供するケアができる自信はありません。少し距離を置くことで冷静に、優しくなれます。

グループホーム光喜園
 おおば ころじ
 管理者 大庭 康二さん



認知症の正しい理解を広める
 キャラバン・メイト



※グループホームとは認知症高齢者が少人数で日常の家事などをして、リハビリをしながら共同生活をする施設です。

— みんな、気持ちは一緒 —
 施設で梅干しをつくり、配つてもらった際には、とても生き生きとされていました。認知症の人は、少しのサポートがあれば何でもできますし、役に立ちたい思いも強いです。
 時代背景により、認知症の人や家族を取り巻く環境は大きく変化します。自分たちが取り組んでいることが巡り巡って自分たちの為にもなり、住みやすい地域づくりにつながると思います。個人、地域、お店、役場など多くの人が、自分たちの持つ強みを活かして認知症に関われる地域になればと願っています。

認知症の人やその家族と日々向き合う、介護、医療、リハビリなどに関わる一人である、グループホーム光喜園管理者の大庭康二さんに話を伺いました。認知症と共に誰もが安心して暮らせる地域づくりやサポート、私たちにできることを考えてみましょう。



皆でわいわいと楽しく梅干しを作りました



配った梅干しはとても喜ばれました

家族だけで抱え込まないで早めの相談を

追いつめられた介護者による高齢者虐待が県内でも増えています。虐待を受けた高齢者の7割に認知症状がみられ、認知症介護の負担と虐待は密接するものと考えられます。相談することは、虐待防止にもつながります。

町地域包括支援センター

介護・福祉・健康・医療など「高齢者の総合相談窓口」です。認知症専門の相談員が対応します。(月～金曜の午前8時30分～午後5時15分)

☎096(292)0770

県認知症コールセンター (ほっとコール)

認知症で困ったら悩まずに、気軽に話ください。若年性認知症(65歳未満発症)も専門の相談員が対応します。(水曜日以外の午前9時～午後6時)

☎096(355)1755



認知症相談員
 たるみ まきよ
 垂水 眞喜代さん

成年後見人制度

認知症、精神障がい、発達障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。詳しくは、町地域包括支援センターまでお尋ねください。

事業者・農業者向け 新型コロナウイルス感染症経済支援

家賃支援給付金

売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金が支給されます。

国

- 対象者 (次のすべてを満たす事業者)
 - ・資本金 **10億円未満**の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
 - ・**5～12月**の売上高が、**1カ月**で前年同月比**マイナス50%以上**または、連続する**3カ月**の合計で前年同月比で**マイナス30%以上**
 - ・**自らの事業**のために占有する土地・建物の賃料
- 申請方法
 ウェブサイトで申請 [家賃支援給付金](#) [検索](#)
- 問い合わせ
 家賃支援給付金 コールセンター (土日祝日可)
 午前8時30分～午後7時 ☎0120(653)930

町

- 対象者
 国の家賃支援給付金を受給した事業者
- 交付額 申請時の**直近1カ月**の支払い賃料(月額20万円上限)の**3分の1の3カ月分**
- 問い合わせ
 役場商業観光課 商業観光係 ☎096(293)3115



緊急経済協力金の対象者拡充

- 飲食・宿泊業者の自主的な感染拡大防止の取り組みに支給する給付金の対象者の範囲を拡充しました。
- 拡充対象者 (次のいずれも満たす人)
 - ・飲食店営業許可以外の**食品関係営業許可**を得ている
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で、**2月以降**の売上が前年同月比で**50%以上減少**している
- 申請方法
 郵送または窓口の受付箱に直接投函してください。
 〒869-1233
 大津町大津1189-2 (町まちづくり交流センター内)
- 問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係
 ☎096(293)3115

融資金利子補給 申請お早めに

- 県の「**金融円滑化特別資金**」を活用した融資に対し、3年間の利子補給を実施しています。申し込む際は、金融機関や町へお早めにご相談ください。
- 町への利子補給申込期限 10月30日(金)
- 問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係
 ☎096(293)3115

緊急個別相談会

- 毎週月曜日に相談会を実施します (事前予約制)。
- 問い合わせ 役場商業観光課 商業観光係
 ☎096(293)3115

高収益作物次期作支援交付金



- 野菜・花き・果樹・茶**の次期作に取り組む生産者を支援します。
- 対象者
高収益作物(野菜・花き・果樹・茶)で**2月から4月**の間に出荷実績がある、または廃棄などにより出荷できなかった生産者で、次期作に向けた取り組みを行う生産者

- 支援内容
 - ・基本単価 **5万円/10a**
 - ・施設栽培の「花き・大葉やわさび」 **80万円/10a**
 - ・施設栽培の「マンゴー、おうとうやぶどう」 **25万円/10a**
 詳細は町ホームページをご覧ください。
- 問い合わせ 役場農政課 農政係
 ☎096(293)3116